

## 徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和4年2月28日(月) 開会 午後 3時 閉会 午後 4時15分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長職務代理者 岸本 昇
4 出席者	<p>&lt;農業委員&gt;</p> <p>1番委員 井川 洋二 2番委員 岸本 昇 3番委員 天羽 俊文  5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 原田 和彦  8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫  11番委員 板東美佐緒 12番委員 品山 昌美 13番委員 植田美恵子  14番委員 廣瀬 長市 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一  17番委員 鎌田 良昭 18番委員 政岡 茂</p> <p>&lt;農地利用最適化推進委員&gt;</p>
5 欠席者	<p>&lt;農業委員&gt;</p> <p>4番委員 野口 俊廣 19番委員 市岡 沙織</p> <p>&lt;農地利用最適化推進委員&gt;</p>
6 欠員	なし
7 議事	<p>(農地関係議案)</p> <p>付議案件</p> <p>第1号議案 保留案件の審議について  第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について  第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について  第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について  第5号議案 非農地証明願の審議について  第6号議案 非農地通知の審議について  第7号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について  第8号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <p>(1)農地関係</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について</li> <li>2. 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について</li> <li>3. 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について</li> <li>4. 農地法第18条第6項の処理について</li> <li>5. 地目変更登記に係る照会に対する回答について</li> <li>6. 農地転用許可後の工事進捗状況報告について</li> </ol>

(開会 午後3時)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は会長職務代理者の岸本委員が務めることとなっております。進行をよろしく申し上げます。

議長 ただ今から、令和4年2月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える17名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号4番、野口俊廣委員、議席番号19番、市岡沙織委員です。はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号3番 天羽俊文委員と、議席番号13番 植田美恵子委員の両名を指名します。よろしく申し上げます。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしく申し上げます。では、第1号議案、保留案件についての審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第1号議案、保留案件について御説明します。議案書1ページを御覧ください。

1番と2番は、譲受人が同一であるため合わせて御説明します。1番と2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は所有権を移転し、店舗用地に転用するものです。この案件は、1月総会にて、添付書類が整わなかったため保留となっていました。その後不足書類が提出され、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしたと思われま。

第1号議案は以上2件で、畑のみ227㎡です。転用目的の内訳は、その他施設用地227㎡です。以上、御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第1号議案の保留案件は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請について御説明します。議案書2ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられませ。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後123aに至り、譲受人は対象地において、花きの栽培を行うとのこと。です。

2番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のための売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後136aに至り、譲受人は

対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、公正証書による特定遺贈で、農地4筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後50aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人は農地所有適格法人の要件を満たしており、耕作面積は許可後105aに至ります。譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

3ページを御覧ください。5番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後58aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のための売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後54aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

第2号議案は以上6件で、対象地は、田7,370㎡、畑1,259㎡、計8,629㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第2号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請について御説明します。議案書4ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は所有する農地を、進入路に転用するものです。また、申請地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当し、申請人は、所有する農地を、住宅敷地に転用するものです。この案件につきまして、申請地がすでに転用行為が行われていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

以上の案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。

第3号議案は以上2件で、地目は、田のみ605㎡、転用目的の内訳は、住宅用地532㎡、その他施設用地73㎡です。以上、御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第3号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案については全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。なお、本号議案の10番案件は、委員が関係者となるため、これを除く1番から9番及び11番から30番案件について先に審議、採決をした後、10番案件について審議、採決をすることといたします。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議のうち1番から9番、11番から30番案件について、御説明します。議案書5ページからを、御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、医療法人であり、賃貸借権を設定し、露天駐車場に転用するものです。

2番と3番は譲受人が同一であるため、あわせて説明します。申請地は公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、建築工事業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、進入路を拡幅するものです。

5番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を設定し、専用住宅に転用するものです。

6番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、建設業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場及び駐車場に転用するものです。

7番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、土木業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

議案書の6ページを御覧ください。8番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、自身が理事となっている医療法人に貸し出す露天貸駐車場に転用するものです。

9番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を設定し、露天駐車場に転用するものです。また、申請地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

11番の申請地は、生産性の高い農地として第1種農地に該当しますが、不許可の例外規定である既存施設の拡張に該当し、また、農地を分断する恐れはありません。譲受人は、社会福祉法人であり、所有権を移転し、露天駐車場に転用するものです。

12番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、土木工事業を営んでおり、賃貸借権を設定し、露天資材置場に転用するものです。

13番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、自身が代表取締役となっている有限会社に貸し出す露天貸駐車場に転用するものです。

14番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を設定し、専用住宅に転用するものです。

15番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、建設業を営んでおり、所有権を移転し、露天重機置場に転用するものです。

16番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受

人は、使用貸借権を設定し、農業生産物の調整作業場、農業用倉庫及び事務所に転用するものです。この案件につきまして、資金証明書として、受付印のある農業経営改善関係資金借入希望申込書が提出されています。これは、資金の借入れが確実であることを証するものではありませんが、融資の確定には農地転用許可が必要であり、受付時点で厳しい審査がなされることを、徳島県信用農業協同組合連合会に確認しており、本案件は資力があると判断できると思われます。なお、借入先から融資審査結果の通知があり次第、提出を求めることが妥当であると思われます

17番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を設定し、専用住宅に転用するものです。

18番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、写真業を営んでおり、所有権を移転し、露天駐車場に転用するものです。

19番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を設定し、専用住宅に転用するものです。

20番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、露天駐車場及び看板用地に転用するものです。この案件につきまして、申請地の一部がすでに看板用地として転用行為が行われており、農地法の手続きを取らなかったことを反省する始末書の提出があります。

21番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、介護用品販売・レンタル店舗に転用するものです。

22番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を設定し、農業用倉庫に転用するものです。また、申請地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

23番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、賃貸借権を設定し、露天資材置場に転用するものです。

24番から26番は、譲受人が同一であるため合わせて御説明します。24番から26番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。

27番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、住宅敷地に転用するものです。

28番の申請地は、徳島市北井上支所から300m以内にある第3種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を設定し、専用住宅に転用するものです。

29番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、住宅敷地の拡張及び作業場に転用するものです。

30番の申請地は、集団農地でかつ高性能農業機械による営農に適した甲種農地に該当しますが、不許可の例外規定である集落接続に該当し、また、農地を分断するものではありません。譲受人は、賃貸借権を設定し、露天資材置場に転用するものです。

以上の案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、資材置場及び駐車場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である1番、6番、9番、16番、25番、26番、及び農地区区分が1種農地である11番、農地区区分が甲種農地である30番案件については地区審査を実施しました。

第4号議案の1番から9番と11番から30案件についての説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

議長

事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実

際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思ひます。それでは、1番案件の地区審査に参加していただいた、多家良地区の井川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

井川委員 今月17日の午前10時より、1番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、私と岸本委員、瀬畑推進委員、安廣推進委員の4名と転用者側3名、事務局2名の9名です。

申請対象の農地は、丈六町柿町にあり、2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定し、露天駐車場に転用しようとするものです。造成については、山土で盛土した後、碎石を敷きならして転圧し、整地します。排水については、雨水のみであり、地下浸透及び、既存の集水柵2箇所から西側にある水路へ排水するとのことで、地元の水利組合からの同意書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、多家良地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。続きまして6番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の天羽委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

天羽委員 今月14日の午後2時より、6番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、私と野口委員、佐野推進委員、宮本推進委員の4名と転用者側1名、事務局2名の7名です。

申請対象の農地は、方上町上六拾間にあり、2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天資材置場・駐車場に転用しようとするものです。造成については、現状の高さのままで整地します。排水については、雨水のみであり、地下浸透で処理するとのことで、地元土地改良区からの意見書及び排水同意書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、勝占地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。続きまして9番案件の地区審査に参加していただいた、八万地区の大貝委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

大貝委員 今月15日の午後2時より、9番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、私と谷野推進委員の2名と転用者側1名、事務局2名の5名です。

申請対象の農地は、八万町寺山にあり、2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で使用貸借権を設定し、露天駐車場に転用しようとするものです。造成については、石積みにより隣接地より2.8m上げ、外周にコンクリートブロック及びフェンスを設置し、全体をアスファルトで舗装しています。排水については、雨水のみであり、既存の集水柵に放流するとのことで、地元の水利組合からの同意書が提出されています。先程、事務局からも説明があったとおり、既に転用行為が行われておりますが、今回の転用許可申請について、駐車場の必要性など、その他、農地法上で許可となる条件を満たしており、隣接する農地もないこと

から被害防除措置についても問題はなく、八万地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。続きまして11番案件の地区審査に参加していただいた、沖洲地区の金澤委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

金澤委員 今月15日の午前10時より、11番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、私と桑野委員の2名と転用者側2名、事務局2名の6名です。

申請対象の農地は、南沖洲四丁目にあり、1種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。造成については、山土で30cm盛土して砂利敷きとし、北西側と南西側に土留めの擁壁を新設します。排水については、雨水のみであり、地下浸透で処理するとのこと、地元の水利組合からの同意書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、沖洲地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。続きまして16番案件の地区審査に参加していただいた、不動地区の久米委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

久米委員 今月14日の10時より、16番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、増井推進委員と私の委員2名、転用者側1名、事務局2名の5名です。

申請対象の農地は、不動北町2丁目にあり、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で使用貸借権を設定し、農業生産物の調整作業場・農業用倉庫・事務所に転用しようとするものです。造成については、最大で10cmほど盛土し、アスファルト舗装する計画です。排水については、浄化槽を設置するほか、周囲3方に擁壁を設置し、東側に新設する側溝に放流するとのこと、地元土地改良区からの意見書及び排水同意書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題なく、不動地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。続きまして25番と26番と30番案件の地区審査に参加していただいた、北井上地区の政岡委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

政岡委員 今月16日に、25番と26番と30番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、朝田推進委員と私の委員2名、転用者側1名、事務局2名の5名です。

25番と26番の申請対象の農地は、国府町芝原字神楽免にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、太陽光発電施設に転用しようとするものです。造成については、現状の高さのままとし、必要に応じて防草シートや碎石を敷き、周囲にはフェンスを設置する計画です。排水は、雨水のみで地下浸透および西側水路に排水するとのこと、地元土地改良区からの意見書及び排水同意書が提出されています。

続いて、30番案件について説明します。申請対象の農地は、国府町東黒田字高岸にあり、甲種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定し、露天資材置場に転用しようとするものです。造成については、約50cm盛土して砕石を敷き、南側に擁壁を新設する計画です。排水については、雨水のみで地下浸透で処理するとのこと、地元土地改良区からの意見書及び排水同意書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題なく、北井上地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第4号議案の1番から9番及び11番から30番案件の許可申請については、議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案の1番から9番及び11番から30番案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。なお、16番案件については、資金証明について、借入先から融資審査結果の通知があり次第、提出を求めるといたします。

それでは、10番案件の審議・採決に移りますが、農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、金澤敬治委員に御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をしていただきます。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案の10番案件について御説明します。議案書6ページを、御覧下さい。10番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、オートバイ整備修理工場に転用するものです。本案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。

最後に、全体の集計表について説明します。議案書の9ページを御覧ください。第4号議案は、全30件で、地目は、田が17,999.48㎡、畑が4,763㎡で、合計22,762.48㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地2,427.48㎡、駐車場・資材置場12,880㎡、その他施設用地が7,455㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第4号議案の10番案件は、本案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、10番案件を許可することに決定いたしました。



参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

続きまして、第5号議案、非農地証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、非農地証明願について御説明いたします。議案書10ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。対象地は、昭和50年11月に山土で約2m盛土を行い、庭石を加工するための建物を建築し、庭石の展示場と販売場として、現在も利用しているものです。1番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成8年4月13日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

2番の申請地は、現在の所有者が相続により取得したもので、昭和47年ごろに鶏舎が建てられたとのことですが、その経緯は不明とのことですが、少なくとも20年以上は鶏舎として利用しているとのことでした。2番は、農地として機能していない状況が継続しており、非農地化の確認資料としましては、昭和47年10月24日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第5号議案は以上2件で、対象地は田781㎡、畑826.61㎡、合計1,607.61㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第5号議案の非農地証明願については、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。

続きまして、第6号議案、非農地通知の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、非農地通知について御説明いたします。議案書11ページを御覧ください。今月は1件の通知願の提出があったため、2月16日に地元委員さん2名と事務局職員2名、所有者の関係者3名で現地の確認をしております。

対象地は、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周辺は、山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われます。

第6号議案は、以上1件で、対象地は畑2,190㎡、その他1,120㎡、合計3,310㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第6号議案の非農地通知

については、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案については、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

続きまして、第7号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について御説明します。議案書12ページを御覧ください。

1番は、一部を道路として、徳島市に寄付していますが、その他の農地は問題なく耕作をしています。

2番、3番は、対象地の一部が道路となっている箇所もございますが、相続税納税猶予対象地としている農地は耕作をしています。なお、名義人の関係や道路としての利用等については、問題がないことを税務署に確認しています。

4番から7番は、すべての農地で耕作を継続しております。

第7号議案は以上7件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田37,689.35㎡、畑7,048㎡、その他1,158.86㎡、合計45,896.21㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第7号議案の、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第7号議案については全案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第8号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれておりますので、農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、天羽俊文委員に御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をしていただきます。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第8号議案、農用地利用集積計画について御説明します。議案書16ページを御覧ください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われまます。今月は新規設定が11件、再設定が11件で合計22件となっており、そのうち、賃貸借権が13件、使用貸借権が9件となっております。なお、4番案件について、新規就農面談を実施しました。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から9番が多家良地区19筆・9件、10番が勝占地区2筆・1件、11番から14番が応神地区9筆・4件、15番から17番が川内地区9筆・3件、18番から19番が国府地区4筆・2件、

20番から22番が北井上地区7筆・3件となっております。

利用権設定については以上で、田10筆・13,019㎡、畑40筆・34,239.47㎡の合計50筆・47,258.47㎡となります。

第8号議案の農用地利用集積計画についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、4番案件の新規就農面談について、本日は推進委員が出席しておりませんので、私から報告いたします。2月9日の午後1時30分から4番案件で新規就農面談を実施いたしました。参加者は安廣委員と私の委員2名と、譲受人1名、事務局2名の5名です。

借受人は、この度申請地で、キュウリの栽培を計画しております。借受人は、以前から興味のあった農業を始めるため、農地を探していたところ、地元委員の紹介もあり、今回の申請に至ったものです。農業経験はありませんが、昨年からはキュウリ農家に手伝いに行き、ノウハウを学びながら経験を積んでいます。当初はハウスを5棟建て、残りの農地で野菜を栽培する計画です。軌道に乗れば、5年後にはハウスを増設し、経営を拡大していく予定です。農機具に関しては、必要最低限のものは準備しており、足りないものは、知り合いからリースする予定です、農機具について、問題はありません。

結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、多家良地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第8号議案の農用地利用集積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第8号議案については全案件を承認することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。議案書20ページを御覧ください。1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。23ページに渡り、11件受理しました。

24ページを御覧ください。2番は、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出についてです。6件受理しました。

25ページを御覧ください。3番は、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。27ページに渡り15件受理しました。

28ページを御覧ください。4番は、農地法第18条第6項の処理についてです。29ページに渡り5件受理しました。

30ページを御覧ください。5番は地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。3件回答しました。

31ページを御覧ください。6番は農地転用許可後の工事進捗状況報告についてです。5件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はありませんか。  
続いて事務局より、遊休農地の利用意向調査後の現地確認について、説明がありますのでお願いします。

事務局 【事務局から説明】

議長 事務局からの説明は以上ですが、何か御質問、御意見等はありませんか。  
続いて事務局より連絡事項がありますのでお願いします。

事務局 【事務局から連絡事項の説明】

議長 連絡事項は以上ですが、何か御質問、御意見等はありませんか。  
それでは、以上をもちまして、令和4年2月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。